

鳥取県産業振興条例調査特別委員会（平成23年10月11日（火）開催）  
における鳥取県産業振興条例案に対する意見について

## 条文の解釈上の問題

執行部・委員からの意見	条例案における考え方
第2条第1項中「事業活動を行うものをいう」の後に、「農林水産業を行う者」を加えて欲しい。（農林水産部）	農林水産業も「産業」の一つであり各規定に包含されている。
第8条第2項中「県内に農地山林を有して耕作・施業を行っている者」を明示して欲しい。（農林水産部）	
第4条で「産業の振興に関する施策を総合的に策定」とあるが、プランのようなものを作るという意味か、又は翌年度予算の策定に当たって総合的に整理すればよいという意味か。（統轄監）	後者の意味である。
第5条第2項で支援団体が事業者を支援することとなっているが、支援団体の構成員になりたくない事業者にも支援することになるが、どうにかならないか。＜森委員＞	支援団体の一般的責務として規定したものであり、支援団体の支援対象を構成員に限定して規定する必要はないものと考える。
第8条第1項各号は、商工労働部の考え方を網羅しているが、同条第12号に関連して、現行の立地条例では、県外事業者が県内に主たる工場、従たる工場いずれを立地する場合も同様に助成しており、産業振興条例の規定によれば差別化するべきかどうか悩ましいところ。（商工労働部）	第8条第2項の適用で考慮いただければよい。
第8条第1項第12号の企業立地について、三洋などを準県内扱いするのはどうか。＜錦織委員＞	
第9条第1項について。「過度な財政負担とならない範囲内」とあるが、どう考えるのか悩ましい。（本県では、公共施設で県産材を使用する場合、導入・維持経費込みで3割増し程度が判断基準となっている。）（統轄監）	各分野において、どこまでを配慮の対象とするかということについては、個別具体的に規定することが困難であることから、知事等の裁量に任せているところである。知事等においては、議会での議論やこの条例の目的（雇用と生活の安定）を踏まえて、判断していただきたいと考えている。
第9条第2項について、地域に貢献しているものを判断するのが大変である。（統轄監）	
第9条第1項中「県内の人材、物品等」とあるが「県内の物品等」とは、県内で販売されたものか、生産されたものか、加工されたものかの判断がつかない。（県外産の物品を扱っているが雇用が10人ある、県内産の物品を扱っているが雇用が2人しかないという場合どちらを優先するのかという悩みも出てくる。）（会計管理者）	
建設工事の基本方針では、県内企業が優先であり、どうしても県内企業でできない部分を例外的に県外業者に出すこととしているが、一定の貢献・一定の雇用で県内事業者と同様に扱うこととしているこの条例では、県外事業者が入ってくるきっかけになるという懸念があるため、ここは明確にすべきではないか。（県土整備部）	建設工事の基本方針を意識して第9条第2項を規定したところであり、入札や物品調達の各場面において知事等に判断いただければよい。

個別規定のあり方の問題

執行部・委員からの意見	検討すべき内容
第5条は「事業者等の責務」というより「協力」程度がよいのではないか。(統轄監)	第5条見出しの検討
第5条の「事業者等の責務」は、義務的であり、重たいのではないか。<森委員>	
市町村の記述(責務・役割)があってもよいのでは。(商工労働部)	市町村・金融機関に関する責務や役割の規定の検討(要否・内容)
市町村・金融機関の責務があってもよいのではないか。(農林水産部)	
第8条第1項第6号の地産地消は第一次産業においては考え方を整理した方がよいのではないか。(本県では、県産材といえば県内に生えたものを県産材として扱っており、県内産ラッキョウとは県内で採れ、県内で加工したものをいっている。)(統轄監)	第8条第1項第6号の「地産地消」の規定の検討
地産地消について、県産材では県内で生産された材を証明書を発行していることもある。(農林水産部)	
地産地消について、従来どおり県内で採れたものを対象にすべき。<錦織委員>(ただし、学校給食に関しては、市町村が行うことであり、この条例の範疇ではないとの意見あり。<森委員>)	
純然と県内でできたもの、県内で付加価値が付けられたものを優先順位を分けて規定するべきではないか。また、県内に事業所のある会社が県外で作っているものも対象に含めてよいのではないか。<森委員>	
三洋などは、県が大事にしているという姿勢が出せるような規定は必要である。<森委員>	
第9条第1項で「入札制度」は入れなくてもいいのではないか。<錦織委員>	第9条第1項の規定の検討

その他

執行部・委員からの意見	今後の考え方
関西広域連合の産業分野に参加した場合、他府県のベンチャー支援でその企業の新商品を関西広域連合で使うこととなった場合、この条例との整合性はどうか。(商工労働部)	現段階では事例が想定されないが、今後必要であれば条例改正等を検討